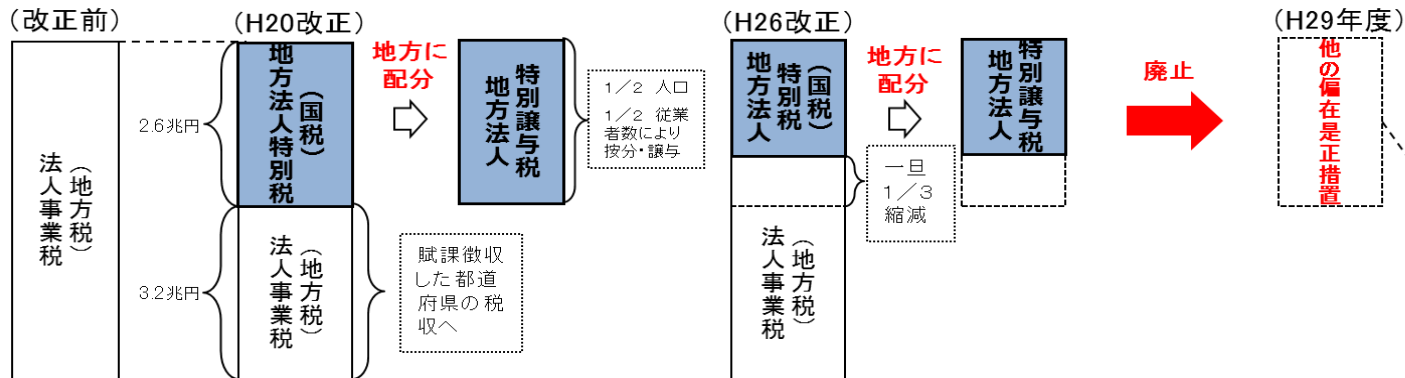


- 地方法人課税の偏在是正のために創設された地方法人特別税・譲与税については、消費税率10%段階において、「地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講じる」とされている。
- また、消費税率8%引上げ時に創設された、地方法人税(税収の全額を交付税原資化)については、消費税率10%段階において、これを「更に進める」こととされており、いずれについても早期に適切な対応を行うことが必要。

<地方法人特別税・譲与税>



平成27年度税制改正大綱
(平成26年12月 自由民主党 公明党)

○平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

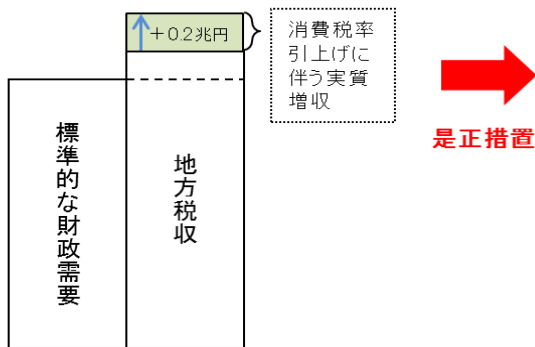
平成26年度税制改正大綱
(平成25年12月 自由民主党 公明党)

○ 地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

○ 法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。

<26年度消費税率引上げ(5%→8%)>

不交付団体(東京都など)



<法人住民税法人税割>

